

証券コード 3185
平成27年3月13日

株 主 各 位

大阪府池田市石橋三丁目2番1号

夢展望株式会社

代表取締役社長 岡 隆 宏

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年3月27日（金曜日）午後6時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成27年3月30日（月曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪府池田市石橋三丁目1番11号 当社本店別館2階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
決議事項
第1号議案 第三者割当による募集株式発行の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役2名選任の件
第4号議案 資本金の額の減少の件
第5号議案 資本準備金の額の減少の件

以上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.dreamv.co.jp>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案乃至第5号議案の上程に至る経緯

当社は、平成10年5月に雑貨の企画製造管理を目的として大阪府箕面市にドリームビジョン株式会社として設立されました。その後、平成17年9月に大阪府池田市に移転し、衣料品販売に特化したインターネット通信販売事業を継続してまいりました。その中で、当社店舗名として知名度の高かった「夢展望」を社名に採用し、平成20年6月に夢展望株式会社に社名変更し、平成25年7月には東京証券取引所マザーズに上場いたしました。低価格路線で夢展望でしか買えない独自性の高い商品を、ヤングレディースをメインターゲットに販売しております。衣料品販売に加え、アパレル商品よりもトレンドや季節的な影響を受けにくく安定的な収益が見込める美容健康商品の分野にも商品展開しております。このような販売活動を行ってきた結果、現在では約160万人の会員を抱えるまでに至っております。

しかしながら、当社が属する低価格帯アパレル小売事業におきましては、大型ベーシックブランドや外資系ファストファッションの市場規模拡大に伴い、競合関係が厳しい状況となっております。また、円安による原材料価格の高騰も継続しており、引き続き厳しい経営環境となっております。

このような市場環境のもと、当社におきましては、持続的成長のため、新規ブランド開発を積極的に進めてまいりましたが、新規顧客開拓が進展せず、新規ブランドの業績は、想定を大きく下回るものとなりました。また、当社の既存顧客層をターゲットとする主要ブランドに関しましても、ヤングレディースアパレルのトレンドが大きく変化し、当社のブランドイメージとトレンドとの間に乖離が生じたこと、さらには、円安で仕入原価が高騰したことに伴い価格転嫁を行ったことも影響し、売上が想定を大きく下回る結果となりました。

その結果、新旧ブランド商品の販売不振に伴い生じた過剰在庫を消化するために、セール販売を多く実施したことや、売れ残り在庫商品の評価損失を計上したことにより、売上総利益率も大きく低下いたしました。平成27年9月期第1四半期においても引き続き、トレンドの変化による売上低迷から脱しきれず、在庫過剰な状況が継続しており、セール販売や値入率の引下げ等により、売上総利益率が低い水準が継続しております。

当社は厳しい市場環境を打開するため、自助努力として上記施策を実施してきたものの、平成26年9月期の業績は当初予想よりも著しく落ち込み、今期においても、既存顧客向けのカジュアルブランド等の新ブランドの展開を強化しておりますが、当社はギャル特化のヤングレディース向けアパレル企業として成長してきたため、トレンドの変化により当社のブランドイメージが現在のトレンドとギャップがあるような印象が強く残り、能動的に当社サイトにアクセスして商品を確認しなければならないEC（電子商取引）チャネルにおいては購入動機を引き下げる効果が働いていると考えられ、直近の売上も想定を下回って推移している状況です。また、当社のブランディングの逆作用や円安傾向は当面持続することが見込まれます。

上記のような事業環境に対応するために、より一層の合理化策の実施が不可欠であると判断し、役員報酬の削減、ブランドの統廃合に伴うリストラクチャリングを実行、さらに、希望退職者の募集による大幅な人件費の削減、事業所の閉鎖、在庫圧縮による倉庫費用の削減等、各種経営合理化案を計画しておりますが、それでもなお、上記で述べたような市場環境の変化に耐えられる財務基盤の確立に加え、業績の回復に向けた業務上の課題であるブランドイメージ刷新と新規顧客開発を行うことの必要性に迫られています。そのため、以下の理由により、健康コーポレーション株式会社（以下「健康コーポレーション」といいます。）との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）の締結及び第三者割当による新株式発行（以下「本

第三者割当増資」といいます。)を行う判断をいたしました。

まず、財務基盤の観点では、平成26年9月期の業績悪化により、自己資本比率が平成25年9月末の38.4%から平成26年9月末の9.9%と大幅に減少しております。売上高も平成27年9月期第1四半期連結会計期間において当初予算比92.7%、平成27年1月も当初予算比71.2%と予定を下回る状況に陥っております。業績の悪化のため自己資本が減少し続けており、このままの業績が続く場合、債務超過となる可能性もあります。

当社は、金融機関と継続的に金融支援に関して交渉を継続してまいりましたが、上記記載のとおり、年々開始商戦においても想定を下回る結果となり、金融機関の融資スタンスは消極的にならざるを得ず、平成26年3月には金融機関より600百万円の資金調達を執行していることと相まって、現状のままでは、追加の融資は期待できない状況となっており、また、平成27年3月末に返済期日を迎える短期借入金の借換えにおいても、金融機関の融資継続の賛同が得られない可能性が高いと判断しており、当社資金繰りが破綻し、当社が事業継続することが困難な状況に陥る可能性があります。

また、当社が平成24年3月27日に締結したシンジケートローンに関する契約の財務制限条項には「借入人の連結の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと」、「平成27年9月末日における連結事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年9月期末日または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること」が借入人の義務とされ、このいずれかに抵触した場合は、期限の利益を喪失するという内容となっております。当社は平成26年9月期の単体及び連結損益計算書において経常損失を計上しており、平成27年9月期に関しては黒字を見込んでいたものの、当初の業績予想を下方修正し、第2号議案が承認された場合の決算期である平成27年3月期通期連結業績の当期純損失を803百万円見込んでおります。平成27年3月期末の純資産の部の合計金額に関しましては債務超過となる可能性があります。第1号議案が承認され、本第三者割当増資が実行されれば200百万円程度となると見込んでおり、純資産の部に關する財務制限条項には抵触しない見込みです。なお、経常損益に関しましては、平成26年9月期に引き続き2期連続の損失となり財務制限条項に抵触する可能性が高い状況となりますが、当社としましては、当該財務制限条項により期限の利益を喪失し、一括返済を求められる事態を回避するよう金融機関と交渉を行っており、今回の抵触に関しては条件の変更等により、上記のような状況は回避できると考えております。

さらに、当社の在庫商品には同シンジケートローンのために担保権が設定されており、担保権設定契約では、在庫評価金額が250百万円未満になる場合、250百万円と在庫評価額の差額をリザーブ口座に入金することが条項として定められており、今後、在庫商品の収益性の低下により評価金額が低下した場合、当社資金繰りが圧迫される可能性があります。

このような状況のもと、企業の継続性の観点から金融機関以外からの資金調達が喫緊の課題となっております。

成長投資の観点では、直近の売上が想定を下回る状況から脱することができておらず、ブランドイメージを刷新するプロモーションの強化に関わる投資が捻出できず、苦境を脱する施策が実行できない状況となっております。

こうした喫緊の課題に対処し、ブランドイメージを刷新するためのプロモーションを行い、ブランドイメージの刷新による新規顧客開拓を行える体制をより早期に確立することはもとより、事業継続性の確保、及び、業務の安定的運営のためのキャッシュ・フローを確保することが急務であると考え、当社は、社債発行、公募

増資等の資金調達方法を検討いたしました。当社の財務状況の健全性や上場来、当社株価が下落を続けたまま回復することなく推移している状況を踏まえると、これらの方法による資金調達は困難と考え、最終的には第三者割当増資の方法による資金調達方法の検討を行ってまいりました。

その検討のため、ファイナンシャルアドバイザーであるSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）より20社程度の引受候補先の紹介を受けましたが、紹介された引受候補先からの案件自体がいずれも子会社化を前提とした内容のみであり、当社としましては子会社化を伴う第三者割当増資しか検討できない状況でありました。その紹介先の一つが健康コーポレーションであり、唯一具体的な条件面の提示がされた同社との検討を進めてまいりました。

健康コーポレーションは、平成15年4月に健康食品の通信販売を目的として設立された株式会社で、平成18年5月に札幌証券取引所アンビシャス市場に上場しています。健康コーポレーションは、家庭用美顔器「エステナードソニック」を主力商品とする美容関連商品をインターネット通信販売等を通じて販売・提供し、「美容」と「健康」をキーワードに、「夢・驚き・感動」のある商品・サービスを提供することで、健康を願う全ての人々の健康に貢献したいという考えのもと、業容を拡大してきました。そして、平成23年12月には、化粧品類の開発、製造販売を行うミウ・コスメティックス株式会社や、サプリメントやコスメティック商材の企画・卸売を行う株式会社アスティなどを子会社化し、主力事業である美容商品のさらなる拡充を図りました。平成24年2月にはプライベートジム「RIZAP」を出店し、ボディメイクを経て「健康的な体と心、気持ちの変化、輝く未来」を提供すべく新規事業となるボディメイク事業を立ち上げました。また、平成24年4月にはマタニティウェアの製造販売を行う株式会社エンジェリーベを子会社化し、アパレル事業へ進出し、平成26年5月には株式会社アンティローザを子会社化し、アパレル事業のターゲット年齢層を10代にまで拡大するなど、すべてのライフステージで商品・サービスを提供する総合健康企業としての基盤強化とグループ内シナジー（相乗効果）の創出によるグループ総合力の向上を推進しています。

健康コーポレーションが出資をするに当たり、両社の事業に対して意見交換をする中で健康コーポレーションの商材の当社会員への販売や当社のブランドイメージを刷新するためのプロモーションの実施などシナジー（相乗効果）が発揮されと考え、当社より資本業務提携契約締結の提案を行い、健康コーポレーションとの検討の結果、下記のような業務上のシナジーも見込まれるため、本資本業務提携契約の締結に至った次第であります。

当社は、スマートフォン等を通じたEC運営のノウハウ活用と160万人の会員資産を有効活用することを企図しており、反面、インターネット以外のプロモーション広告の経験はなく、また、美容機器などアパレル商品以外の開発の経験も少ない状況です。健康コーポレーションは美容機器、美容商品、ダイエット商品、サプリメント等の顧客訴求力のある商材の企画、開発及び各種広告などを活用したプロモーション活動に強みを有しているため、両社が融合することで健康コーポレーションの商材の当社会員への販売や当社のブランドイメージを刷新するためのプロモーションの実施などシナジーが発揮されと考えております。また、当社が培ってきたアパレル事業におけるEC運営ノウハウを健康コーポレーショングループのアパレル会社から業務委託を受ける形式で供与し、当社の収益拡大及び健康コーポレーションのアパレル事業におけるEC売上の増大の双方を実現することが可能となると考え、両社で協議を重ねてきました。

健康コーポレーションは資本業務提携の前提として、連結子会社化によるグループへの当社の取り込みを前提として考えており、当社の資金の必要性の観点から当社としては単なる業務提携に止まらず子会社となるこ

とで、健康コーポレーションの要望を実現でき、かつ、当社の資金調達も可能となる上に、当社の課題であるブランドイメージの払拭においても貢献いただけることから、上記シナジーの発揮も併せて、両社にとって最善であるとの決断に至りました。

健康コーポレーション及び当社は、本資本業務提携契約において、①健康コーポレーションの商材を当社社員に販売すること、②当社のブランドイメージを刷新するため健康コーポレーションが同社の強みであるマス広告を活用したプロモーションの当社による実施を支援すること、③商品企画開発、写真撮影、ECサイト運営まで一貫して行ってきた当社のEC運営ノウハウを、当社が健康コーポレーションに提供すること等を規定しており、健康コーポレーションはアパレル事業におけるEC販売の進展、当社はブランドイメージの刷新による業績回復や商材の拡大による新たな売上機会の創出というシナジーが発揮されることを目的としております。

上記基本方針のもと、両社は商品等の共同開発及び共同仕入、店舗開発情報の共有、広告宣伝・販促活動、人材の相互交流などでの各種施策について、協業を進める中で、検討を進めてまいります。

なお、協業をスムーズに進める観点から、本資本業務提携契約において、健康コーポレーションの指定する2名を社外取締役として選任する旨の議案を本株主総会に上程することを合意しております。これにより当社の取締役会構成の支配状況には変更はございません。

本株主総会におきましては、前述のとおり、当社存続のために非常に重要な本第三者割当増資に関する議案をはじめ、本第三者割当増資の条件となる定款一部変更議案、健康コーポレーションの指名する2名の取締役選任議案をご提案いたしております。加えて、本第三者割当増資の議案が承認されることを条件として、資本金及び資本準備金の額の減少についての議案をご提案いたしております。

本第三者割当増資を含め、健康コーポレーションとの資本業務提携を実現し、業績の回復を早期に実現したい所存でありますので、株主の皆様におかれましては、何卒趣旨をご理解いただき、各議案につきましてご承認賜りますようお願い申し上げます。

第1号議案 第三者割当による募集株式発行の件

1. 提案の理由

「第1号議案乃至第5号議案の上程に至る経緯」(本招集ご通知2頁から5頁まで)に記載のとおり、財務基盤を安定化し事業継続性を確保すること、また、ブランドイメージを刷新するための販売促進及び広告宣伝費、並びに当面の運転資金を確保することを目的として、健康コーポレーションを割当先として本第三者割当増資を行うものであります。

2. 募集株式発行の内容

(1) 募集株式の種類及び数 普通株式 3,900,000株

(2) 払込金額 1株につき金192円

(3) 払込金額の総額 金748,800,000円

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

会社法第445条第1項乃至第3項に基づき、会社計算規則第14条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1を資本金とし、その余を資本準備金といたします。

資本金の額 1株につき金96円(合計 金374,400,000円)

資本準備金の額 1株につき金96円(合計 金374,400,000円)

(5) 募集又は割当方法 第三者割当の方法による

(6) 払込期日 平成27年3月31日

(7) 割当先及び割当株数 健康コーポレーション 3,900,000株

(8) その他

本第三者割当増資について公正取引委員会の承認が得られることを条件とします。また、本資本業務提携契約において、本第三者割当増資にかかる払込みについては、本株主総会において、第2号議案(定款一部変更の件)及び第3号議案(取締役2名選任の件)が承認されることが条件とされています。

3. 特に有利な払込金額で募集株式の発行をすることを必要とする理由

発行価額につきましては、「第1号議案乃至第5号議案の上程に至る経緯」(本招集ご通知2頁から5頁まで)に記載のとおり、財務体質の改善及び成長資金の確保を迅速に実現することが不可欠であるとの認識のもと、当社の置かれた現状に鑑み、資金調達の実索性及び迅速性を確保しつつ、当社が必要とする多額の資金を一括して充足できる割当先が限られている点等も勘案し、割当予定先である健康コーポレーションとの間で交渉を重ねました。交渉の結果、健康コーポレーションより、当社の事業計画の内容の精査を含む当社に対するデュー・デリジェンスの結果及び当社の平成27年1月の売上総利益率が在庫処分により当社の平均的水準を下回ったことを踏まえて、発行価額を1株192円として提案されました。

これに対して当社は、市場価格から乖離していることから条件面について交渉はしましたが、健康コーポレーションより、提案している発行価額以外の検討の余地はない旨の回答を受け、現状の財務状況を勘案した結果、健康コーポレーションの提案を受けざるを得ないと判断いたしました。当社取締役会においては、当該発行価額による本第三者割当増資の実行について審議を重ね、①財務状況を改善し企業継続性を維持するため及び将来の発展のために十分な成長資金を確実にかつ迅速に調達する必要がある

こと、②中長期的な観点からは、本第三者割当増資の実行によって健康コーポレーションの子会社になること及び同社との業務提携によるシナジーが当社の企業価値向上に資すると見込まれること、並びに③第三者機関の株価算定結果を考慮すると上記の発行価額が当社にとって本第三者割当増資を実現するために一定の合理性を有することを総合的に勘案した結果、上記の発行価額による本第三者割当増資の実行には合理性があるものと判断し、1株192円を発行価額と決定いたしました。

当該発行価額（192円）は、本第三者割当増資の取締役会決議日（平成27年2月12日）の直前営業日（以下「直前営業日」）である平成27年2月10日の東京証券取引所における当社株式の終値（以下「終値」）（606円）に対しては68.32%のディスカウント、直前営業日から1ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（589円）に対しては67.40%のディスカウント、直前営業日から3ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（595円）に対しては67.73%のディスカウント、直前営業日から6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（655円）に対しては70.69%のディスカウントを行った金額となります。

なお、当該発行価額は、市場価格から乖離した価格となるため、当社は、健康コーポレーションからの提示価格の妥当性の判断の基準として参考とするため、当社及び健康コーポレーションから独立した第三者機関である株式会社プルート・コンサルティングに株式価値の評価を依頼し、当社が提供したスタンドアローン・ベース（第三者割当増資の実行により事業継続性、及び、リストラクチャリング・コスト資金が確保される前提で、健康コーポレーションとの事業シナジーによる売上増加は織り込まない場合）の事業計画等（予測1年目税引後営業利益59百万円並びにフリー・キャッシュ・フロー103百万円、同2年目税引後営業利益68百万円並びにフリー・キャッシュ・フロー74百万円、同3年目以降税引後営業利益109百万円並びにフリー・キャッシュ・フロー122百万円）に基づいたDCF法による評価結果として、当社の普通株式1株当たりの株式価値を131円～277円とする算定書（注）を取得いたしました。なお、評価結果に幅があるのは、フリー・キャッシュ・フローを現在価値に換算するための割引率につき、一定の幅を持った見積もりが採用されているためであり、1株192円とする発行価額は、当該評価結果の範囲に該当するものであります。業務上のシナジーは今後の両社協議により構築されていくものと考えられるため、当社の提供した事業計画等は本資本業務提携契約を前提としておりません。当該算定書によれば、企業価値を評価するには、その企業の収益力を評価することが原則であることから、まずは、将来の収益獲得能力を直接的に評価したうえで、固有の性質を評価結果に反映するインカム・アプローチを採用するものとされており、また、当該アプローチの中でも、将来の収益力に基づき企業価値を評価する最も理論的な手法であり、かつ、最も広く利用されている評価手法であるDCF法を採用するものとされており、

（注）株式会社プルート・コンサルティングは、株式価値の算定に際して、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、当社より提供された財務予測に関する情報については、経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、当該取締役会において、株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております社外監査役2名を含む監査役全員から、本第三者割当増資は株主総会における承認を必要とする特に有利な価格による発行に該当し、大きな希薄化を伴うものの、当社の平成27年9月期第1四半期の業

績、直近の財務内容、それらにより、金融機関からの追加の融資が得られない可能性が高い状況の中、前述のとおり、現状のままでは、当社の存続は困難と考えられ、本第三者割当増資はやむを得ないものであり、発行の目的及び理由、資金調達、資金使途、希薄化率、割当予定先の選定、発行条件、その他、上記「第1号議案乃至第5号議案の上程に至る経緯」（本招集ご通知2頁から5頁まで）において記載の内容等を総合的に勘案した結果、本第三者割当増資を上記の条件で行うことについては、本株主総会の承認を得ることにより、その必要性、相当性を認めるとの意見を確認しております。

4. 発行数量及び希薄化の規模並びに募集株式を引き受ける者が支配株主となることが合理的であると判断した理由

本第三者割当増資により発行する普通株式の数は3,900,000株（議決権数39,000個）であり、平成27年2月28日時点の当社の発行済株式に係る議決権の数の278.0%（小数第二位四捨五入）となり、既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化が生じることとなります。また、本第三者割当増資後、健康コーポレーションは、当社の総株主の議決権の数の73.54%を保有することとなり、支配株主に該当することとなります。従って、本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当し、既存株主の株主価値を損なう恐れがあります。

当社としましては、中長期的に企業価値及び株主価値の向上を実現するためには、当社が必要とする資金を、一括して確実かつ迅速に調達する必要があると考えております。また、本第三者割当増資に係る発行数量は、割当予定先である健康コーポレーションの当社親会社として経営に関与する意向がある中で、純資産の充実という観点から本第三者割当増資後の純資産を200百万円程度とするため、また、当社の資金需要に対応する資金を確保できるよう、決定したものであります。

このような希薄化は伴いますが、「第1号議案乃至第5号議案の上程に至る経緯」（本招集ご通知2頁から5頁まで）に記載のとおり、財務基盤の改善、プロモーションによるブランドイメージ刷新及び運転資金の確保等が見込まれ、本第三者割当増資は将来にわたる収益性の向上に寄与すると判断いたしました。また、割当予定先である健康コーポレーションとの間で今後強固な関係を確立し、中長期的には、企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれることから、本第三者割当増資は既存株主の皆様にも理解いただくことができる内容であると考えており、発行数量及び株式の希薄化の規模において合理性があるものと考えております。

当社といたしましては、以上のとおり、本第三者割当増資による募集株式の発行には合理性があるものと考えておりますが、当該払込金額は、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額による発行に該当すること、また、本第三者割当増資により、25%以上の割合で希薄化が生じることと鑑みて、本株主総会において株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

現行定款	変 更 案
<p>第44条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</p> <p>第45条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>第46条（中間配当） 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第44条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>第45条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第46条（中間配当） 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第 1 条 第44条にかかわらず、第18期事業年度は、平成26年10月1日から平成27年3月31日の6ヶ月とする。本附則は、第18期事業年度の終了時をもって削除する。</u></p>

第3号議案 取締役2名選任の件

健康コーポレーションとの協業をスムーズに進めるため、本資本業務提携契約に従い、健康コーポレーションの指名した下記の2名を、新たに当社の取締役として選任することをお願いするものであります。

なお、本議案に係る取締役選任の効力発生は、第1号議案「第三者割当による募集株式発行の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
※ 1	い わ も と し ん じ 岩 本 眞 二 (昭和37年9月12日)	昭和60年4月 ニチメン株式会社（現双日株式会社）入社 平成13年10月 ニチメンメディア株式会社 代表取締役社長 平成16年1月 スタイライフ株式会社 代表取締役社長 平成20年8月 株式会社ハイマックス 代表取締役社長 平成24年4月 株式会社スクロール入社 執行役員 平成25年11月 健康コーポレーション株式会社入社 平成25年11月 株式会社エンジェリーベ 取締役副社長 平成26年2月 株式会社馬里邑 取締役副社長（現任） 平成26年11月 株式会社エンジェリーベ 代表取締役社長（現任）	一 株
※ 2	や し ま た か お 八 島 隆 雄 (昭和49年5月7日)	平成13年10月 中央青山監査法人入所 平成17年5月 公認会計士登録 平成18年9月 あらた監査法人入所 平成22年7月 健康ホールディングス株式会社（現健康コーポレーション株式会社）入社 平成22年11月 健康ホールディングス株式会社（現健康コーポレーション株式会社）経理財務部長（現任）	一 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者岩本眞二氏及び八島隆雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岩本眞二氏を社外取締役候補者とした理由は、健康コーポレーショングループの経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断したためであり、八島隆雄氏を社外取締役候補者とした理由は、健康コーポレーションの経理財務部長を兼任しており、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断したためであります。
4. 当社は、岩本眞二氏及び八島隆雄氏が社外取締役として選任された場合は、両氏の間において、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. ※印は新任の取締役候補者であります。

第4号議案 資本金の額の減少の件

本議案は、柔軟な資本政策の実現等を踏まえ、総合的な財務戦略における見地から勘案いたしまして、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少するものであります。

なお、本議案の効力発生は、第1号議案「第三者割当による募集株式発行の件」が原案どおり承認可決され、払込みがなされることを条件といたします。

1. 減少する資本金の額

資本金966,585,000円（現時点の資本金592,185,000円に、本第三者割当増資による増加予定資本金374,400,000円を加えた額）のうち866,585,000円を減少させ、100,000,000円といたします。

2. 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額866,585,000円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

平成27年5月2日

第5号議案 資本準備金の額の減少の件

本議案は、第4号議案と同様、柔軟な資本政策の実現等を踏まえ、総合的な財務戦略における見地から勘案いたしまして、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額を減少するものであります。

なお、本議案の効力発生は、第1号議案「第三者割当による募集株式発行の件」が原案どおり承認可決され、払込みがなされることを条件といたします。

1. 減少する資本準備金の額

資本準備金804,960,000円（現時点の資本準備金430,560,000円に、本第三者割当増資による増加予定資本準備金374,400,000円を加えた額）の全額を減少させます。

2. 資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本準備金の額804,960,000円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成27年5月2日

以上

